

緊急事態基本法の早期制定を求める意見書

昨年の東日本大震災における我が国の対応は、想定外という政府の当初の言葉に象徴されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国内外に広く知らしめる結果となった。

我が国の憲法は平時を想定したものとなっており、各国に見られるように外部からの武力攻撃やテロ、大規模自然災害を想定した非常事態条項が明記されていない。

一方、世界の多くの国々では、今回のような大規模自然災害時には非常事態宣言を発令し、政府主導のもとに災害救援と復興に対処しているのであるが、我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態に対処しようとするれば、被災地で初動対応をする自衛隊、警察、消防などが、例えば部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、結果、失われなくてもいい命が失われ、復旧、復興にも多大な影響が及ぶこととなる。

そこで、その不備を補足すべく、平成16年5月には民主、自民、公明3党が国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための緊急事態基本法を平成17年の通常国会で成立を図ることに合意したが、今日まで置き去りにされている。

近年、自然災害のみならず北朝鮮の核ミサイルの脅威や中国船籍の漁船による体当たり事件を初めとする尖閣諸島周辺の不穏な動きや竹島を巡る韓国大統領の強行上陸、さらにはロシアの閣僚級要人のたび重なる北方領土訪問など、国民の安心、安全、生命、財産、領土を脅かす事態が発生している。

よって、国においては、今事態を教訓とし、今後、想定されるあらゆる事態に備え、国民の安心・安全を守るための緊急事態基本法を早急に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 9月18日

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
外務大臣様
国土交通大臣様
防衛大臣様
内閣官房長官様
内閣府特命担当大臣様
(防 災)

北海道北斗市議会